

令和5年6月定例会 予算特別委員会 次第 第3日

令和5年7月4日(火)

1. 議案上程(議案第41号)

分科会委員長報告、分科会委員長に対する質疑、市長に対する質疑、討論、表決

---

出席委員(16人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

---

欠席委員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局長	沼田弘史
副事務局長	清水幸子
主席主査	中川祐司
主事	菅原優美

---

説明のため出席した者

市長	菅原広二	副市長	佐藤博
教育長	鈴木雅彦	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	鈴木健	地域づくり推進監 兼防災監	八端隆公
市民福祉部長	佐藤孝悦	観光文化スポーツ部長	佐藤雅博
エネルギー推進監 兼商工港湾振興監	杉本一也	産業建設部長	湊智志

建設技監	佐藤透	企業局長	田村力
企画政策課長	高桑淳	若美支所長	小澤田一志
北浦出張所長兼公民館長	濱野勇幸	総務課長	平塚敦子
危機管理課長	三浦幸樹	財政課長	天野秀一
税務課長	佐藤静代	福祉課長	北嶋三世
介護サービス課長	船木晶子	生活環境課長	岩谷一徳
子育て支援課長	濱野浩孝	健康推進課長	佐藤一明
観光課長	(エネルギー推進監 兼商工港湾振興監併任)	男鹿まるごと売込課長	三浦大成
文化スポーツ課長	伊勢谷毅	農林水産課長	夏井大助
建設課長	三浦昇	病院事務局長	原田徹
会計管理者	湊留美子	教育総務課長	村井千鶴子
学校教育課長	笹渕美穂	選管事務局長	(総務課長併任)
監査事務局長	目黒一人	農委事務局長	船木聖徳
企業局管理課長	畠山隆之	ガス上下水道課長	薄田修一

## 午前10時00分 開 議

○委員長（太田穰） おはようございます。

これより予算特別委員会を再開いたします。

本日の議事に入ります。

議案第41号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

この際、分科会における審査の経過について、各委員長の報告を求めることといたします。

最初に、総務分科会委員長の報告を求めます。畠山富勝委員長

○総務分科会委員長（畠山富勝） 総務分科会で審査いたしました、議案第41号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第3号）の条文、歳入全款、総務分科会所管に係る歳出と所管事項について、審査の経過を御報告いたします。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、第1点として、地域おこし協力隊インターン事業について、一つとして、委員より、地方移住検討層に対し、民間事業者の協力を得て、2週間から最長3か月の期間、地域で活動する場を提供するという内容だが、インターン期間終了後に移住する方向性の不確定要素が多いと感じるが、事業の必要性について質疑があり、当局から、この事業は、令和3年度に国が創設したもので、3大都市圏をはじめとする都市地域等在住者の方で、将来、本市での起業、就業を目指す方及び地域おこし協力隊として活動を希望する方を対象に、地域おこし協力隊と同様の活動などに従事し、本市への移住、就業、地域おこし協力隊への応募を促すことを目的とするものである。この事業を通じて、本市を知ることで移住の検討に向けたきっかけになることを期待するとともに、地域おこし協力隊を検討されている方々が、どのような活動、業務に魅力を感じているのか、ニーズを把握することで、受入れ環境の促進を図ることができるのではないかと考えている。との答弁がありました。

二つとして、委員より、インターンを受け入れる協力事業者の選定方法について質疑があり、当局から、単なる労働力の補充ではなく、就業体験等のプログラムを作成する必要があるため、これに対応可能であること、また、インターンシップの期間中の住居の確保が必要となるため、これらを含めて受入れの可能性が高い事業者に対して声がけをさせていただいた。この後も対応が可能な事業者については、募集の上、随時追加していきたい。との答弁がありました。

第2点として、コミュニティ助成事業助成金について、一つとして、委員より、事業内容について質疑があり、当局から、一般財団法人自治総合センターの宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施している事業である。助成金の対象となるのは、100万円以上の集会施設の備品、設備の整備で、町内会活動の拠点となる町内会館の充実強化に大きく役立つ制度である。市では申請を希望する町内会に対し、窓口となって支援し、県を通じて申請を行い、採択の際は市を通じて助成するものである。との答弁がありました。

二つとして、委員より、市から推薦等の申請枠はあるのか。との質疑があり、当局から、町内会からの申請内容が自治総合センターの制度基準に合致していれば、全て申請をしている。採択の判断は自治総合センターによるもので、推薦等の申請枠はない。県内で今年度採択された実績は29件、助成金額5,800万円である。との答

弁がありました。

三つとして、委員より、市の事業である集会施設改修等事業補助金と同時に申請することは可能か。との質疑があり、当局から、集会施設改修等事業補助金は主に建築物の改修・修繕工事を対象としており、このたびのコミュニティ助成事業助成金と同時に申請、利用は可能である。コミュニティ助成事業助成金に関する周知は毎年8月の広報で行っており、また、集会施設改修等事業補助金については本年4月に各町内会長に対し、制度の説明会を行った。との答弁がありました。

これに対し、委員より、どちらも地域にとって有益な事業であるため、申請に関する事務的サポートを地域担当制職員の協力を得たいとの意見がありました。

第3点として、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金について、一つとして、委員より、給食費無償化の提案時期が、当初予算ではなくなぜ今定例会となったのか。との質疑があり、当局から、本年3月、国で示された「次元の異なる少子化対策」の試案に、給食費の無償化の検討が盛り込まれたこと、併せて、財源となる地方創生臨時交付金が交付されることになったことが大きな要因である。この財源の有効活用を検討する中で、本市が目指す子育て環境日本一の取組の一環として活用すべく、今定例会への上程となった。なお、来年度以降の将来的な財源見通しを含めて検討した上で、この子育て支援については、地域社会全体を維持していく上で必要となる投資であると判断した。との答弁がありました。

二つとして、委員より、給食費無償化を行うことによって、見送りになった事業はあったか。との質疑があり、当局から、交付金事業の選定においては、各課から事業提案を受け、査定を行ったが、給食費無償化のために充当を見送った事業はない。との答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、未利用市有地カタログの作成・公表について、当局から、第5次行政改革大綱において、未利用市有地の積極的な売却・貸付け等を進め、社会全体で利活用を図ることとしており、具体的な取組として、民間利用や企業誘致等に展開可能な市有地を調査し、未利用市有地のカタログを作成・公表することとしている。教育委員会で作成した廃校舎等の施設概要書も含め、ホームページでの情報の一元化を進めることとしている。との報告がありました。

この報告に対し、一つとして、委員より、未利用市有地の売却手順について質疑があり、当局から、市の公有財産台帳価格が基本となるが、不動産鑑定で正式な売却価格を算定し、入札を行う。との答弁がありました。

二つとして、委員より、市有地の草刈りについて、地域の町内会等がボランティアで行っている場合があるが、今後の地域の高齢化や人手不足は目に見えているが、良好な地域環境の保持について質疑があり、当局から、市有地の草刈りに関する要望は最も多く寄せられていると認識している。できる限り対応しながらも、地域からの協力を得るとともに、県の秋田地域振興局では、秋田地域アダプトプログラムという、社会貢献に関心の高い団体や企業との協定に基づいた環境整備活動を行っている例もあり、地域の企業等と連携した共同事業を参考にしたい。との答弁がありました。

三つとして、委員より、対象地にある男鹿中小学校跡地や安全寺グラウンドなど、数十年も経過している。このたびの対象未利用地に限らず、今後対象になるものも含めて、不動産鑑定、アンケート調査、分析、報告など、慎重に進めるということは、スピード感を逸して停滞する。維持管理費用を考慮しても、早々に売却する方法を模索する考えはないか。との質疑があり、当局から、未利用地の早急な活用については、同様の考えではあるが、これまでも市有地を個別に売却する場合は、町内会の考えを伺っていた。特に、学校跡地は比較的条件のよい土地のため、地域によって慎重に検討していきたい。との答弁がありました。

第2点として、国民健康保険税率について、一つとして、委員より、国民健康保険税の現状と今後の見通しについて質疑があり、当局から、令和5年度の試算において、被保険者数約410人の減少、世帯数では230世帯の減少とし、現行税率で試算した場合、3,000万円の税収の減少が見込まれる。現在、国の動向としては、高齢化への対応と併せ、人口減少にも対応した全世代型の社会保障制度の構築に向け、見直しを行っており、医療費改革においても、負担能力に応じて、全ての世代で医療費を支え合う仕組みの構築と併せて、低所得者に配慮をしつつ、現役世代の負担を軽減しようという動きになっている。被用者保険の適用拡大や、高齢者と現役世代の人口バランスの変化に対応した負担の見直し、自治体が行う子ども医療費助成に係る公費負担減額調整の撤廃など、国民健康保険の運営にも影響する改革が進んでおり、今後の国民健康保険事業費納付金及び保険税にどう反映されていくのかを注視する必要が

ある。との答弁がありました。

二つとして、委員より、これまでも当局側では、事業の安定的な運営を図るために、多額な財政調整基金を備える必要があるとしていたが、公平性の観点からも単年度で税率を見直すべきでないか。との質疑があり、当局から、平成30年度から国民健康保険の運営が広域化し、市町村が負担する事業費納付金と、市町村ごとの標準税率を県が示している。小規模の町村では、単年度で保険税を見直す例もあるが、制度開始後に、多額の返還金が発生した際に、基金残高で対応できず、一般会計から繰り入れて対応する例があり、多額の返還金の発生などに対応するには基金が必要となる。基金については、国・県の動向や国保会計の運営状況を鑑みて、基金残高を確保する方針であることから、本市では、単年度での保険税見直しをしていない。との答弁がありました。

以上で総務分科会の報告を終わります。

**○委員長（太田穰）** 次に、教育厚生分科会委員長の報告を求めます。進藤優子委員長

**○教育厚生分科会委員長（進藤優子）** 教育厚生分科会で審査いたしました、市民福祉部、みなと市民病院及び教育委員会の予算及び所管事項について、審査の経過を御告申し上げます。

この際、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、一般会計補正予算についてであります。

第1点として、学校給食費完全無償化事業について、委員より、これまで学校給食法第11条にのっとり、保護者負担が基本だとしてきた市教育委員会の考え方との整合性について質疑があり、当局から、本事業は、子育て支援の一環として実施するものである。これまでの市教育委員会の答弁は、学校給食費の無償化は、保護者への経済的な支援策であり、教育施策としての観点からはなじむものではないという見解からのものである。さらに、文部科学省においても、「学校給食法第11条は、経費の負担関係を明らかにしたものであり、保護者の負担軽減を禁止する趣旨のものではない」と示されている。との答弁がありました。

当委員会として、審査をさらに充実したものにし、議会の監視機能を最大限発揮するため、さらに副市長の出席を求め審査を行いました。

委員より、市の財政状況に鑑みた恒久的な財源捻出に対する考え方について質疑が

あり、副市長から、ふるさと納税の拡大や公共施設管理の効率化等、歳入歳出両面からの不断の努力継続は前提として、今後期待される洋上風力発電に係る固定資産税や国の動向などから財源にめどが立ち、今定例会での提案に至った。子育て環境日本一を目指すための大きな柱となる事業であり、ひいては急速に進行する少子化対策へとつながるものである。との答弁がありました。

さらに委員より、来年度以降の財源として、国からの支援は期待できるか。との質疑があり、副市長から、先般閣議決定されたこども未来戦略方針において、学校給食費の無償化の実現に向けた具体的方策を検討することが明記されたことから、近い将来に何らかの支援があることを期待してはいるものの、すぐに実現するとは考えていない。との答弁がありました。

これらの答弁に対し、委員より、来年度以降の財源については引き続き議論が必要である。との意見がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、地域敬老会における対象者名簿の取扱いについて、当局から、個人情報保護法の改正により、対象者名簿の貸出しができなくなったことを受け、これまで各地域の会議等に出向き、事前説明や協力をお願いのほか、代替案として、住民基本台帳の閲覧を御利用いただく方法の提案をしてきたところであり、6月初めには、助成事業に係る通知を全町内会長宛てに発送した。令和4年度の地域敬老会への敬老祝品配布事業を含む参加率は75.3パーセントと、市が主体となって開催した令和元年度の25.2パーセントを大きく上回る結果であった。市としては、引き続き積極的に地域に出向き、地域の自主的な活動を支援してまいりたい。との報告がありました。

この報告に対し、委員より、これからの地域敬老会への支援の在り方について質疑があり、当局から、どこにどのような方が住んでいるのかを常日頃から地域の中で把握していただくことは、敬老会のみならず防災活動や地域コミュニティ創造の観点からも非常に大切なことである。より負担が少なく、喜んでいただけるような敬老会の在り方について、地域の方々の声に耳を傾けながら模索してまいりたい。との答弁がありました。

第2点として、令和4年度男鹿市国民健康保険特別会計の決算見込みについて、当

局から、歳入の決算見込み額は、予算額と比較し、6,133万9,000円減の39億2,406万5,000円である。歳出の決算見込み額は、予算額と比較し、9,774万4,000円減の38億8,766万円であり、この結果、歳入歳出差引額は、3,640万5,000円の黒字を見込むもので、剰余金については、基金条例の規定に基づき、1,900万円を国保財政調整基金への積立金とし、残りの1,740万5,000円を次年度に繰り越すものである。また、国保財政調整基金の令和4年度期末残高は、期首残高と比較し、3,819万9,926円減の4億2,013万5,724円となる見込みである。との報告がありました。

この報告に対し、当委員会として、これまでの国保運営に鑑みたこれからの運営方針についてただし、審査をより充実したものとするため、副市長の出席を求め審査を行いました。

委員より、令和3年度に、当時の国保特別会計の財政状況から、向こう5年間の財政運営を見据えた上で税率を引き下げた経緯がある。基金の現在高から見た、今後の運営方針をどのように考えているか。との質疑があり、副市長から、基金に係る令和3年度の税率改正時の試算と、令和4年度末の期末残高見込みを比較すると、約2,000万円上振れしてはいるものの、ほぼ試算どおりの経過をたどっていると考えている。当時の試算では、令和7年度には基金残高が1億円前後となる見込みであり、約15パーセントの税率引上げが必要になるとの見通しであったが、残高がこのまま試算よりも上振れで推移した場合は、令和7年度の税率引上げは回避できるのではないかと考えている。しかしながら、基金残高はスピードの差こそあれ、毎年減少していく状況にある。いずれにしても、今年度末の決算見込みや基金残高をはじめ、来年度以降の事業費納付金の算定方針、団塊の世代の方々が後期高齢者へ移行することなどによる影響など様々な要素を勘案した上で、遅くとも年度末をめどに、来年度の税率について協議を重ねてまいりたい。との答弁がありました。

さらに委員より、基金残高2億円の確保を目安に税率を3年ごとに改正していく考えはないか。との質疑があり、副市長から、特別会計を預かる市としては、税収の減に伴い基金が確実に減少していく中であっては、安定した財政運営を前提に、3年に一度、可能な範囲でできる限り税率引下げの道を模索するという、3年前の考え方を基本に置くことが妥当ではないかと考える。との答弁がありました。

これらの答弁に対し、委員より、来年度に向けて引き続き議論が必要である。との意見がありました。

第3点として、男鹿市地球温暖化対策実行計画策定について、当局から、委託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討した結果、受託予定者を株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所に決定し、6月5日に通知したところである。契約予定額は、932万8,000円であり、契約締結日から令和6年3月22日までを業務期間として計画を策定するものである。との報告がありました。

第4点として、船越児童クラブの移転について、当局から、船越小学校の大規模改修に伴い、令和6年4月上旬から移転するもので、移転先は、現船越保育園を分館として1年生及び2年生が利用し、船越本町町内会館を本館として3年生から6年生が利用する。なお、令和7年4月に船越こども園が開園した後は、3年生から6年生を現船越保育園に集約する予定である。との報告がありました。

この報告に対し、委員より、船越本町町内会との協議について質疑があり、当局から、本年4月に協議を行い、了承いただいた。借用期間における光熱水費の負担などについて、今後覚書を交わすこととしており、さらに詳細については、引き続き協議を行う予定としている。との答弁がありました。

第5点として、男鹿みなと市民病院改修計画の変更について、当局から、長寿命化計画に基づき本年度予算化した4工事のうち、電気設備工事及び機械設備工事について、実施設計の結果、年度内での機器の納入が見込めないことが判明し、来年度までの継続事業として計画の変更を行うものである。今後の対応として、9月定例会に継続費の補正予算の計上を予定している。昨今の社会情勢の影響から、製品の納期延伸は顕著であるほか、価格高騰の可能性も考えられることから、随時計画を点検・修正し、最小の経費で最大の効果が得られるよう進めてまいりたい。との報告がありました。

第6点として、男鹿海洋高校と男鹿工業高校の統合計画について、当局から、2キャンパスの期間を経ずに開校する統合校の在り方に対し、県教育庁から市としての意見を求められている。このことを受け、今後、統合に関する協議会を設置し、地域の意見や市の考えを取りまとめ、県教育委員会に要望書を提出するための関係予算を

9月定例会に計上する予定としている。との報告がありました。

この報告に対し、委員より、市の将来に影響しかねない極めて重要な協議会である。提出する要望書については、様々な形で議会等に報告していただきたい。との意見がありました。

以上で教育厚生分科会の報告を終わります。

**○委員長（太田穰）** 次に、産業建設分科会委員長の報告を求めます。鈴木元章委員長

**○産業建設分科会委員長（鈴木元章）** 産業建設分科会で審査いたしました、観光文化スポーツ部、産業建設部、農業委員会及び企業局の予算及び所管事項について、審査の経過を御報告申し上げます。

この際、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、一般会計補正予算についてであります。

第1点として、宿泊施設生産性向上支援事業について、一つとして、委員より、宿泊サービスの高付加価値化により生産性を向上しているが、温泉郷の宿泊施設は大広間など団体旅行向けの施設が多く、時代が求めるニーズに合っていないのではないかと感じているが、この改善についてどう考えているか。との質疑があり、当局から、本市の宿泊施設の多くは、過去の団体旅行需要に対応する形で大型化してきたため、昨今の個人・少人数旅行中心へと旅行形態がシフトする中、一気にこうした消費者ニーズに対応することは難しい状況であるが、一部に飲食スペースの個人客対応への改修や高級感を出すためのロビーの改装等を実施した事例が見られる。このほか、大広間を特別室への改修や、門構えや外構を整備するといった高付加価値化に向けた設備投資を検討している事業者がいることから、こうした取組をさらに加速させ、宿泊単価を上げるような支援が必要であると考えている。との答弁がありました。

二つとして、委員より、この支援事業で宿泊施設の魅力が向上しても、従業員の人手不足により対応ができないといったことも考えられる。また、収益が上がらなければ賃金や労働条件の改善につながらないといった中、この投資を有効なものにしなければならぬがどう考えるか。との質疑があり、当局から、収益向上には、年間を通じた利用につなげるため、施設の魅力を高めるとともに、自分たちが提供するサービスや施設などに自信を持って、宿泊料金の設定をすることが重要であると認識している。人手不足の影響により、客室の稼働を抑制せざるを得ない施設もある状況の中、

こうした高付加価値化に取り組むことで、客単価が上がり、従業員の賃金への反映や人材の確保といったことにつながるだろうと考えている。人手不足の原因は、賃金が低めに設定されていることも要因の一つであることから、こうした高付加価値化に取り組むことにより、よりよい形で事業が循環できるよう今後も支援をしていきたい。との答弁がありました。

第2点として、農業支援における補助率の考え方について、委員より、おおよその事業において上限が2分の1となっている補助率について、今後見直ししていく考えはないか。との質疑があり、当局から、今回については、物価高騰分を直接手当とするという対処療法的な対策ではなく、省エネの機械や施設整備に充てていただき、今後の生産コスト削減など、根本的な対策に向けていただきたいとの思いでこのような形で制度設計したものである。今後も全ての事業を2分の1以内の上限に設定するものではなく、大規模な拡大など、その内容により、ここぞというときは補助率を上げることも検討していくものである。との答弁がありました。

第3点として、梨農家への支援について、委員より、4月下旬の霜の影響により被害を受けた梨農家への支援について、今回予算措置しなかった理由はあるか。との質疑があり、当局から、本市では1名の方が被害に遭っており、市全体としては約8パーセントの減収と現状では把握しているところである。五里合中石地区の園地にも足を運び、果樹組合とも意見交換をしたが、その後の着果が芳しくない状況もあり、さらに被害が広がる可能性もあることは承知している。ただし、大きな被害を受けた潟上市とは少し状況が異なっているところもあり、こまめに園地へ足を運ぶなどして状況を確認し、今後の生育状況を注視していきたいと考えている。その上で、中石地区の農家については、大部分が収入保険に加入しており、一定程度は救済できるものと考えている。また、今年度から新たに始めた収入保険の掛金への助成もあるため、まずは利用を含め周知に努めている。また、今回補正予算を提案している「園芸経営生産性向上支援事業」においても、スピードスプレーヤー9台を購入したいという意向もあり、予算額5,400万円のうち、2,000万円程度の助成ができるのではないかと考えている。当面はこのような対応をしていきながら、県の農薬代に対する支援事業にも手挙げすることも検討しており、今後の状況次第では補正予算を提案させていただきたい。との答弁がありました。

さらに委員より、今後、利子補給をする考えはあるか。との質疑があり、当局から、今後の被害拡大の具合によっては、資金の借入れに対する利子補給もあり得るものと考えているが、現時点では、今すぐ利子補給するという考えはない。との答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、「温浴施設の民間譲渡に係る公募について」の報告に対し、一つとして、委員より、無償譲渡後も円滑に運営が継続できるようなサポートが重要と考えるが、今のところ手挙げしている事業者はあるのか。また、個人事業主でも応募できるのか。との質疑があり、当局から、譲渡先の事業者が事業を継続することが地域の活性化につながるため、既存の助成制度での支援のほか、老朽化した施設の改修等に対して、新たな補助制度を設けるなどして支援していきたいと考えている。また、公募は8月からを予定しており、公募要件もまだ公表していない状況であり、現状で応募を予定している事業者は把握していない。なお、応募できるのは法人のみである。との答弁がありました。

二つとして、委員より、どのような方法で公募を行うのか。また、夕陽温泉WAOについては、隣接するコテージやキャンプ場、それぞれ個々に活用した事業提案もできるものか。さらには、仮に応募がなかった場合の解体撤去費用の概算はどの程度か。との質疑があり、当局から、公募はプロポーザル方式で、事業者からの企画提案を審査会で審査することとしている。仮に提案が一者のみであったとしても、提案が妥当かといった審査をし、可否を判断する。また、WAO、コテージ、県所有のキャンプ場について、現在は三つの施設を一体で地域振興公社が指定管理を受け運営している状況で、三つあることによるスケールメリットもあり、全体で事業希望をする事業者もいると考えられるが、そこを切り離して、温泉施設だけ、コテージだけといった提案も認めるものである。ただし、審査する際には、やはり三施設一体での提案のほうが、市としての優先度は高くなると考えている。また、現段階で想定される解体費は、両施設とも約5,500万円と見込んでいるが、アスベスト調査や物価高前の概算であるため、かかり増しになると考えている。との答弁がありました。

三つとして、委員より、横手市では譲渡後に、経営難を事由に再度市に返還された事例も見受けられたが、そうならないような条件を付して公募するものか。との質疑

があり、当局から、公募要件には、提案した事業を5年間は継続することを条件として付す予定としている。との答弁がありました。

四つとして、委員より、仮に廃止になった場合の利用者への代替案はあるのか。との質疑があり、当局から、近隣市町村の温泉施設や、男鹿温泉郷の活用をしやすいような取組が代替案として考えられる。また、健康増進施設であるという観点からは、体を動かしたりすることで健康増進を図ることも検討していきたいと考えている。本日の委員会での意見や、地域説明会での住民の考えを伺いながら検討していく。との答弁がありました。

第2点として、「オガレにおける令和4年度の経営実績等について」の報告に対し、一つとして、委員より、加工コーナーにおけるサービスについて、魚の三枚おろしだけにとどまらず、刺身にまで加工するなど、サービス向上を求める市民要望への見解について質疑があり、当局から、今年度の取組として、加工コーナーにおいて飲食店の営業許可を取得したいという意向も伺っており、許可取得後は刺身や総菜の提供も可能となり、品ぞろえの充実は入り込みにも直結することから、市としても大いに期待しているところである。との答弁がありました。

二つとして、委員より、商品における稼ぎ頭をどう分析し、今後力を入れるべき商品をどう捉えているか。との質疑があり、当局から、やはり水産物を扱っている道の駅は数が少なく、購買単価の高さ、ほかにない魅力、男鹿の強みになっていると分析しているところである。昨年度実績の分野別においても、水産品の売上げが1億4,400万円と、数字においても明確に稼ぎ頭となっている。比較的安定して提供できるカニなどの強みを生かしつつ、引き続き、ここならではという水産品を稼ぎ頭として育ててまいりたい。また、好調なのが直営にしたジェラートであり、経営の面においても収支率も改善してきており、取組の一つとしてポイントになるであろうと考えている。さらには、5周年という節目に、オリジナル商品としてワイン販売も検討しているとの話を伺っている。出品者についても約270名まで増加してきており、出品者の増加が品ぞろえの増加につながり、施設全体での物産館の魅力向上に直結していると実感しているところでもあり、引き続き、出品者の確保と増加、さらには、市の後押しとして販路拡大支援事業等を推進することで、加工品目を増やしていく取組を進めていきたい。との答弁がありました。

第3点として、「市民文化会館建物劣化度調査結果について」の報告に対し、一つとして、委員より、市民に必要とされる施設にしていくためには、利用率を上げていくことが重要と考えるが、年間の利用者数はどう推移しているのか。との質疑があり、当局から、利用者数については、ワクチン接種会場やPCR検査会場に使用されたことを除くと、コロナ禍前の令和元年度で2万7,514名、令和3年度で1万6,688名、令和4年度で1万7,793名と推移してきている。コロナ禍で自主事業等も制限してきたことが伸び悩んだ要因と分析しているところである。との答弁がありました。

二つとして、委員より、現状はバリアフリーに対応していないなど、問題点が複数見受けられるが、現時点で新たな設計はあるのか。との質疑があり、当局から、今回の建物劣化度調査は、あくまでも建設当時の機能改善を目指した場合を想定しているため、現段階で新たな設計は存在しない。ただし、バリアフリー化や椅子の配置など、利用環境の向上という提言はこの結果にあるため、今後の改修に向けた計画については、当然財政状況を見極めながら議論を重ね、芸術文化活動の拠点施設として、計画的に長寿命化に努めていきたいと考えている。との答弁がありました。

三つとして、委員より、駐車場が狭いことにより、大規模な行事があるたび、近隣の民間事業者の敷地を借受けしている現状を鑑み、隣接する金川近隣公園や市営プールを駐車場として整備できないものか。との質疑があり、当局から、金川近隣公園は都市計画公園として位置づけられており、今後、こういった活用方法があるか、庁内で協議してまいりたい。との答弁がありました。

第4点として、農業委員について、一つとして、委員より、農業委員や事務局を含め、委員会として定数について議論したことはあるか。との質疑があり、当局から、委員側からは、条例に定められている19名という定数に対しての是非については、現在のところ意見等は伺っていない。ただし、事務局側としては、定数に対する是非、その在り方、妥当性について協議したところである。農地の貸借・売買の許認可行為のみであれば19名もの定数は必要としないが、今後の推移を考察した場合、離農による農地の作付調整、水路、畦道などの日常的な見回り等、現場での活動、いわゆる最適化活動の重要性は今後ますます増してくるものと認識している。他市においては、最適化活動を農業委員とは別に、最適化推進委員なる体制で運用している事例も見受

けられるが、本市ではその活動を農業委員が兼ねている体制となっており、現状では現行の体制が最適解の一つであろうと考えたところである。ただし、農地が集約され、後継者も確保され、市内の農地が安定的に作付していけるという方向性が見えた際には、当然、農業委員会の在り方や定数などの将来議論は加速化させていかなければならないと認識しているところである。との答弁がありました。

二つとして、委員より、新たな年齢層や若い担い手を確保する上でも、1か月3万円という報酬は果たして妥当なものか。との質疑があり、当局から、定数を議論していく中で、報酬の見直しの議論も当然あるかと認識しており、他市の状況なども参考にしながら、将来に向けて議論を深めてまいりたい。との答弁がありました。

第5点として、「水道料金改定に向けた検討状況について」の報告に対し、一つとして、委員より、上水道事業の赤字会計を踏まえ、料金改定に向けた協議をどのように上層部と進めてきたのか。その経緯を伺う。との質疑があり、当局から、これまでの議会で説明している内容等については、料金を上げることはやむを得ないだろうという認識のもと、複数回の協議を重ねてきているところである。その中で、当初は30パーセント値上げという試算結果も算出されており、上げ幅が少し急激ではないかという話もあるが、一方、実際の金額で一般家庭に換算すると、その上げ幅が数百円単位といった試算結果も出ている。いずれにしても、慎重に上げ幅や時期を検討していくとの方向で、上層部とも協議している状況である。との答弁がありました。

二つとして、委員より、口径別料金制に移行すべきでないか。との質疑があり、当局から、水量に応じた公平な費用負担という透明性は確保できるが、長らく料金を据え置き、これまで工場用や営業用などを相対的に高めに料金設定してきた中で、これを一気に口径別料金制に移行させ、さらに、総括原価の試算結果に基づく形で、大幅な引上げを行えば、小口径の使用量が少ない方でも2倍強の引上げとなり、10立方メートル当たりの使用料は県内で最も高くなるものと見込まれる。このことから、料金改定に当たっては、可能な限り負担感を少なくするため、現実的な料金体系の採用を検討するとともに、総括原価まで引き上げるのではなく、ある程度の落としどころを探るような形で考えていきたい。との答弁がありました。

さらに委員より、今後、料金を見直しする中で、基本水量を10立方メートルから20立方メートルに引上げする考えについて質疑があり、当局から、料金設定を抑え

た形で、20立法メートルに引き上げた場合には、基本料金部分の収入は落ち込んでしまう。その分を従量料金に被せるかというところについては、この後、基本水量の見直しも含めて、試算をしていく中で検討させていただきたい。との答弁がありました。

三つとして、委員より、下水道料金体系は水道料金に準ずる形であるが、下水道についての現時点での考え方について質疑があり、当局から、下水道料金の改定については、今のところ考えていない。まずは、水道事業の適正化を図ることを進めていきたい。との答弁がありました。

四つとして、委員より、令和3年度決算における有収率が73.11パーセントと低いことに対する認識について質疑があり、当局から、老朽管による漏水が主な事由と考えてはいるが、地表に出てこない場合、漏れている場所が特定できないなど、経年劣化による老朽管が増加してきているのではないかと推察している。今後も計画的に更新事業を実施していくことで、有収率の向上に努めていく。との答弁がありました。

五つとして、委員より、独立採算につき収益で老朽管を賄うとしているが、現実問題、人口減少に歯止めがかからず、大規模な企業進出も期待できず、将来の収益も見込めない。繰出基準外での一般会計からの繰入れも積極的に申し入れすべきでないか。との質疑があり、当局から、水道料金などの事業収入等により資金を蓄え、公共の福祉の増進のため、施設を維持・更新していくことが公営企業の本質であり、本来の目的であると認識している。確かに、市長の判断で、赤字補填を目的とした基準外繰入れは可能であるが、それでは公営企業そもそもの意味がなくなってしまう。費用に対して適正な料金価格で運営した上で、経営が厳しいというのであれば、一般会計からの補填という議論もあろうかと考えられるが、まずは公営企業としてやるべきことは、現在の料金価格を精査し、適正な料金体系を整えることと認識している。との答弁がありました。

第6点として、止水栓操作ミスにより発生した損害への対応について、当局から、湯本地区の家屋において、本年1月に閉栓作業を行った際、止水栓が十分に止まっていなかったことが原因で、家屋内の導管が凍結・破裂し、家屋内の広範囲が水浸しとなったことが判明した。事案判明後、数回にわたる現地調査を行い、保険金請求手続

のほか、家屋の管理人等と原状復帰に係る協議等を重ね、現在、最終的な損害賠償額が固まりつつある。本事案の損害賠償額の確定には議会の議決が必要であることから、今後、相手方との最終的な調整や庁内での手続等を経て、損害賠償額の確定に係る議案を提案させていただきたいと考えている。との報告がありました。

以上で産業建設分科会の報告を終わります。

**○委員長（太田穰）** これより分科会委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。13番三浦委員

**○13番（三浦利通委員）** 進藤教育厚生委員長にお尋ねいたします。

先ほどの御報告の中で、補正予算に出されている給食費の無償化の関係でいろいろなやり取りがあったってということですが、それと併せて、国保税の関係についてもやり取りがあったってということで、そのそれぞれの項目の最後のほうに、「引き続き委員会として検討が必要」というような言い回しをされておりましたが、何か委員会のやり取りの中で、まあ異論的な御意見とか、妥当としない部分の御意見とか考え方があったって意味合いのもとに、こういう形で、この後は委員会としてまたさらに検討っていうか精査するって意味合いなのか、その辺具体的な内容についてちょっとお聞かせください。

それから、鈴木委員長にお尋ねしますが、農業委員会の定数と、それから報酬の関係で御報告ありました。で、それぞれ、委員サイドの現状の捉え方、それから当局の考え方あったわけですが、御案内のように、農地、さらには農家数、特に農家数がどんどん減ってきている中で、しかも旧男鹿、旧若美ってというのは、合併時点では農業委員の定数ってというのは9名・9名、プラスアルファの学識経験者、今、何か言い回し違うみたいですが、1人が入って19名です。で、圃場整備についても、この前もやり取りがあったように、農業のビジョンでも、圃場整備については、この後、当局が農業関係機関と一緒に強力で推進するってことですが、若美のほうの現状における圃場整備率というのは極めて高い。旧男鹿はそうでないという状況の中で、まず率直にはっきり言わしてもらえば、だとすれば、そういう状況だとすれば、農業委員会の定数、若美あたりは減らしてもいいんでねえがなと。対象となるようなそういう活動の範囲が狭まっているにもかかわらず、条例と同じような定数ってというのはおかしな考え方の反映でねがなっていう気がしますけれども、その辺

のやり取りなんかもあったものかどうか、ちょっと委員長お聞かせください。

○委員長（太田穰） 進藤委員長

○教育厚生分科会委員長（進藤優子） それでは、三浦委員の質問にお答えいたします。

最初の給食費の無償化に対して、様々、副市長にもお越しいただいて議論をさせていただいたところがございます。最後の「引き続き議論が必要である」という部分についての御質問でございましたが、まず今年度に関して言うと、コロナの交付金を使って無償化に充てるということでしたけれども、その来年度以降の財源はということ、先ほどもお話をさせていただいたところではございましたけれども、副市長のほうから、今後、ふるさと納税の拡大であったりとか、歳入歳出の不断の努力継続、それは前提として、洋上風力等固定資産税や国の動向から財源のめどが立ったという部分での説明はあったわけですが、その財源が毎年かかっているという、それが妥当なのかどうかというところでお話がありまして、まあ今年度に関してはいいんだけどという意見がございましたので、まず引き続きその議論が必要であるというような意見があったものであります。

国保会計についても同じような部分でございましたけれども、それこそ今年度末で見直しということ、3年前にお話をした経緯がありますけれども、まあ国保の基金がまず残高があるということ、単年度でその何て言いますか、1円でも安くしていただきたいというその部分で検討するというか、すいません、1円でもまず安くして、その都度というかね、還元していただくようになっていうか、下げる努力をしていただきたいということでのその部分でありましたので、よろしく願いいたします。

○委員長（太田穰） 鈴木委員長

○産業建設分科会委員長（鈴木元章） 今、先ほどの三浦委員からの御質問ですが、定数含めて、それから報酬についてどのような議論をされたかということ、まあ先ほどの報告でも言いましたけれども、若美地区は、先ほど三浦委員がおっしゃったとおり、もう9割以上、広範な高い数字で圃場整備ができております。それで、男鹿のほうはまだ遅れているということでしたけれども、今回委員会の中でも、委員のほうから、実際その農業委員がちゃんとした窓口の仕事がちゃんと適切に行われているかというような内容のことを聞かれたこともありました。で、その方、委員

が申すには、実際自分が農家の方からの声を聞くと、やはり農業委員に相談する前に、やはり自分の身内の方とか、それから近隣の近くの知り合いの方に相談する考えがあるので、先ほど言ったとおり、農業委員がちゃんとした役割を果たしているのかということで、人員についてもやはり今の19名、そんなにいないのではないかと。でも、まあ必要なことだとすれば、それはやむを得ないけれどもというような感じの意見は、確かに今回の委員会でも出ました。それに対して、所管のほうで、先ほど私も報告しましたけれども、ほかの市でもいろいろな最適化推進委員等をつくって活躍している、対応しているということもありますけれども、今の男鹿市の農業委員の体制からすれば、現状でこの体制が最適の形だということ考えているということでした。

私も正直、この委員長なる前にはそんなに内容詳しく勉強してなかったんですけども、その報酬についても、月1回見回り等いろいろなこうやってるみたいですけども、そのことについては、特に所管のほうから、その部分についての説明はありませんでしたけれども、委員会としては、やはり人員についてはもう少し検討していくべきではないかという意見がありました。

以上です。

○委員長（太田穰） 再質疑ありませんか。

○13番（三浦利通委員） 終わります。

○委員長（太田穰） 13番三浦委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。1番吉田委員

○1番（吉田清孝委員） 総務委員長にお尋ねいたします。

私、さきの予算委員会で、子育て環境日本一といった部分で、いわゆる男鹿市過疎地域持続的発展計画、男鹿市総合計画に位置づけしておらないといった部分で、どういう観点であれかなといったことを質問させていただきましたけれども、先ほどは財政的な面で計画なりあれを議論されたようでありますけれども、特に、この過疎地域持続的発展計画というものをちょっと見ると、まあ総務委員会、歳入全般に関わる部分でありますけれども、所管してるわけですが、例えば、おがっこネウボラの充実だとかこうこうっての中で、まあ県と協働しながら保育料や副食等の助成を図りますとか、まあそういう部分あるわけですが、そういう部分で、今回の給食費無料化について、県との、まあ県や国の動向なり、そういう見通し等々の歳入面で何

かお話、その部分でもなかったのか。そして、3月の当初予算で、まあ無償化というものでなくて、この3か月ぐらいの間にこういう形で出てきた財政計画、財政との、財政計画ですか、まあそのあたりの部分で、まあ突っ込んだ御議論がなかったのかどうか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（太田穰） 畠山委員長

○総務分科会委員長（畠山富勝） この予算について、国や県からのそういうふうな動向的なものがなかったかというような話がなされたかということですがけれども、そのような話合いはありませんでした。

また、財政計画については、今後、この後、一般財源からというようなことが言われましたけれども、その後の将来的な具体的な話合いもありませんでした。

なお、それぞれ3人以上いる会派においては、それぞれの会派からその委員会に所属していただいておりますので、どうかひとつ会派の中でそういうふうに話合っ、またこういうふうな話をしていただければということをお話していただければ幸いです。

終わります。

○委員長（太田穰） 再質疑ありませんか。

○1番（吉田清孝委員） ありません。

○委員長（太田穰） 1番吉田委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。16番小松委員

○16番（小松穂積委員） 教育厚生委員長には大変委員会も難儀したようでありますが、今もまたいろいろ質問が出て恐縮でありますけれども、今、コロナが少し落ち着いているというふうなことでありますけれども、報道等によれば第9波もというふうなこと、あるいは、まあ沖縄のほうでは大変だというニュースも入ってきております。

そこで、みなと市民病院はコロナの受入れをする病院でありますから、その点についてお伺いしたいと思います。

当然、委員会の議論でありますから、まあこの報告外にも若干あっても、全てがまあ報告ということではないわけですがけれども、そういう議論があったのかどうか。特にですね、みなと市民病院に受入れ、コロナ患者を受け入れる施設、病院でありますから、現在、まあその中に何人かを受入れしているものかどうか、その点。あるいは、

まあ患者さん方も、社会情勢がそういうところで一旦落ち着いたと言いながらも、そういう方がいると非常に御心配されるというふうな向きもあるのかなというふうに思うところではありますが、そういうところでの議論は、教育厚生委員会の中では、まあ病院のところで別の報告はありましたけれども、そういうところの動向等についてはいかがだったでしょうか、お願いいたします。

○委員長（太田穰） 進藤委員長

○教育厚生分科会委員長（進藤優子） 小松委員の御質問にお答えいたします。

今回9波ということで、小松委員非常に心配されているようでございますが、所管のみなと市民病院のところで、コロナに関する今の状況であったりとか、今後どうだったというようなお話はなかったものであります。

○委員長（太田穰） 再質疑ありませんか。

○16番（小松穂積委員） ありません。

○委員長（太田穰） 16番小松委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。14番小野委員の発言を許します。

○14番（小野肇委員） 産業建設委員長にお聞きします。

給水装置の損害賠償についてお聞きしますけども、給水条例でいきますと、給水条例の17条と18条で、管理者を市内に置きなさいと。で、市内に管理者がいない場合は、それを指定できなければ、その指定をしなさいということでありました。で、それを踏まえまして、給水の23条には、善良な管理者の注意をもって給水装置を管理するという管理規定がございますけども、今回、止水栓で止めたということではありますが、止水栓もその給水装置の一部となります。市当局としましては、水を止めるということよりも、閉栓というような行為をすることが、まあ義務ではなかったのかと。その先の水が出ようが出まいが、その管理というのは、その管理者がするべきものだというような議論はなかったのか、お聞きいたします。

○委員長（太田穰） 鈴木委員長

○産業建設分科会委員長（鈴木元章） 小野委員の質問にお答えします。というところですけど、まあ小野委員のほうが専門家なので。

実際このことについては、我々委員会でも当局のほうから説明あった段階で、え、損害賠償に該当するのかなというふうなことで質問はありましたけれども、当局からの

説明では、あくまでも、先ほど小野委員の言った条例云々ではなく、対応した職員のほうのミスというふうに判断したために、今このような形で検討しているということでした。

以上です。

○委員長（太田穰） 再質疑ありませんか。

○14番（小野肇委員） 終わります。

○委員長（太田穰） 14番小野委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。15番田井委員

○15番（田井博之委員） まず畠山総務委員長にお尋ねします。

地域おこし協力隊インターン事業に対してですけれども、繁忙期とか忙しいときに他県とかから募集をするということで、男鹿で働いていただくということですが、しっかりとしたサポート体制、移住に向けた促し方というか、そこら辺は議論されて、気持ちよく働いてもらって、また来たいなという環境をぜひ僕はつくってほしいと思うんですけれども、その辺について教えてください。

あと、教育厚生委員長の進藤委員長にお尋ねします。

男鹿工業と海洋高校の統合の進め方なんですけれども、2キャンパス制を行わないで統合すると。で、今のところ、まあどちらのキャンパスを本校として利用するのか、もしくは分野によってバスで移動したりっていうとか、そこまでの検討はされたのかということちょっと教えてください。

以上です。

○委員長（太田穰） 畠山委員長

○総務分科会委員長（畠山富勝） 地域おこし協力隊については、その後の方向づけについては、本人が男鹿市内を自由闊達に駆け巡って、そして男鹿のよさを発見させると。で、その中で本人の意思が尊重されるんだと。必ずしも行政が、国がこういうの立てたんだからいてください、いなければならないというものではなくて、その本人の意思によっているかいないかの話だというふうな話がありました。どうかひとつ御理解いただきたいと思います。

○委員長（太田穰） 続いて進藤委員長

○教育厚生分科会委員長（進藤優子） 田井委員の質問にお答えいたします。

高校の統合についての具体的な部分っていうことでございましたけれども、これ、6月7日に県教育委員会のほうが2キャンパスから統合校を目指すっていうことを打ち出しているものでございます。今後の市の対応としましては、先ほども申し上げましたが、9月定例会に関連予算をまず提出して、その後、10月に統合に関する協議会っていうものが設置されます。で、10月以降に協議会を開催して、協議会からの報告を受けて県に要望書を提出していくっていうことですので、具体的に話がまだ煮詰まってるっていう段階ではございません。これから設置して協議をしていくっていう緒に就いたっていうことでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（太田穰） 再質疑ありませんか。

○15番（田井博之委員） ありません。大丈夫です。

○委員長（太田穰） 15番田井委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。8番佐藤委員

○8番（佐藤誠委員） 一つだけ、教育厚生委員長に伺います。

ずっと今日議論になっております給食費について伺いますが、もともこの給食費は、一般会計のほうで、まず学校教育課のほうで物価高騰の影響で1食当たり35円とか45円とか補填してるという、こういう一つの予算化があって、今度が、この子育て支援課で全額無償というこの案が出てきたのが、両方ともこれ例えば新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、同じその枠内でこれ行われて使われるというようなことであれば、なぜこれ、例えば学校教育課とかでできなかったとか、ことになるのか。なぜこうして分けないといけないのか。その辺の説明とかあったものでしょうか。

まあ学校教育法の11条の件で、先ほどちょっと、いわゆる保護者、給食費は保護者が負担しなきゃいけないという大前提の法律があるのは分かるんですけども、これ同じコロナのお金使って、これがなぜ一本化できなかったのかっていうのは、説明があったものかどうかということ伺いたしたいと思います。

それから、もう一つ、いろいろたくさんある子育ての施策の中で、何でこの無償化がかなり優先されて今回上がってきたような気がしますけど、そういう度合いって言いますか、その辺の説明、理由って言いますか、そういうのがあったかどうか。

なぜならば、今、まず国でそういう方向を模索しているような状態で、そういう方

向に向かっていきたいと、無償化の方向に向かっていきたいと。ただやっぱりいろんな問題があって、まだ国のほうでもしっかり、まず向かっていくってことは決まったんでしょけど、まだまだいろんな問題を抱えた中で、男鹿市がこうして今進むということなんでしょけど、しっかり国が進むと決まってから財源確保もはっきりできた上で進んでもよかったんじゃないかっていう考えもある、そういう考えとかは出なかったものでしょうか、伺います。

○委員長（太田穰） 進藤委員長

○教育厚生分科会委員長（進藤優子） 佐藤委員の御質問にお答えいたします。

学校教育課でできなかったのかっていう御質問でございましたけれども、これ、教育委員会としては、教育施策としては、これまでも給食の無償化はまずなじまないっていうふうな部分をお話、3月の議会の答弁にもございましたが、しかしながら、この学校給食法でうたわれているっていうのは、保護者の負担を支援することについて禁止するものではないっていうことでございます。それで、まあ学校、子どもたちへの給食ですけれども、まず保護者が給食費を出しているっていうことで、子どもたちの教育上としてはなじまないっていうことで、今回その子育て支援課で子育て支援として給食を無償化するっていうふうなことになった部分でございます。

副市長にもおいでいただいて、いろいろ話をさせていただきましたけれども、当初予算でやりたい部分もあったんですけども、なかなかその財源の部分があったりとかっていうことで、今回まずコロナの交付金がこれに充てれるっていうことで、今年度の財源はコロナの交付金を充ててって、じゃあしからは来年以降はって、やるとなれば単年度っていうことではなくて、継続的にやっていきたいっていうふうなお話でございましたので、先ほど申し上げましたように、行財政の改革の部分と洋上風力等の固定資産税とかそういったものを鑑みて、持ち出し部分がまず四、五千万くらいになるので、それだったら何とか頑張ることができるのではないかとということで、今回、子育て支援の柱としてまず実施するっていうようなことになった部分でございます。

一本化できなかったのかというふうな、給食費の高騰部分と一本化できなかったのかっていうふうな部分でございましたけれども、これ子育て支援としてやる部分ではございますが、給食費としては予算的には教育委員会のほうの予算になっております。で、今回の補正に載ってるその予算の部分としては、学校給食費っていうことで教育

委員会のほうの予算に上がっておりますので、御理解をいただければと思います。

○委員長（太田穰） 再質疑ありませんか。

○8番（佐藤誠委員） ありません。

○委員長（太田穰） 8番佐藤委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（太田穰） 質疑なしと認めます。

これより、ただいま各分科会委員長へ行った質疑事項について、さらに質疑を行うべき点がある場合、特に市長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。16番小松委員

○16番（小松穂積委員） 先ほど、今、コロナの関係でワクチンの予算も取ったりして、お年寄りの人方も非常に心配なんかもしておりますけれども、まあそれはさておき、みなと市民病院に現在、そのコロナ患者が入院してるのかどうか。これ市長は承知しているのかどうか。そのことの確認がまず一つ。

まあこれは、もしいつという質問は、私、立場上これ言えないわけですがけれども、入院患者がいたならば、周りの人に対する安全性と言いましょうか、やっぱりコロナによって3年間、非常に難儀したということもありますし、いまだに、私たちはマスクを早めに外しているわけですがけれども、やっぱり個人管理ということで、職員の皆様方もやっぱりマスクをしている方もいます。それまさにガードを張るといふような措置だといふふうに思うんです。

で、戻りますけれども、市長は入院患者がいるいないについては御承知しているのかどうか。

それから第2点はですね、今、子育て支援と給食費の関係でいろいろ委員会でも議論なったり、それぞれの委員会でも議論し、今またやり取りもありました。まあ子育て環境日本一みたいな、目指すという市長の考え方で、事務的とかそういうプロセスについて、今、各委員会でいろいろ示したり確認作業をしてきたのは、まあ今のやり取りでも十分理解しますが、市長としてはですね、やっぱり政策として、よそよりも早く一步踏み出して、私たちの市の子育て支援なり、生活、まあ移住促進、そういうことを目指すということで、まあ細かい議論は別としても政策としてそのことを思い



億5,000万あります。その財政の指標の一つの財調の資金見ても、それなりに財政の状況はいいわけですし、市債の残高もここ数年はずっとこう徐々に減ってるような状況なってます。そのことについても皆さんから御理解を願いたいと思います。

やるときにやらないとうまくないと。ほかの動きを見ながらでなくて、やっぱりそれは機を見るに敏なりと、そういう対応でやっていくべきだと思ってます。周辺のまちで既にやってるところがあります。それがまた非常にいい経過を評価を受けていると、そういう状況だと思ってますので、何とかひとつよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（太田穰） 再質疑ありませんか。16番小松委員

○16番（小松穂積委員） あとこれ以上やると、今市長は、自分のやろうとしてること、あるいは政策を広げて、職員全体、あるいはオール男鹿という話になっちゃいますので、あとこれ以上は議論としてはやめます。

ただ一つだけ再確認の上で、病院のことは今そのとおりで、市長は確認してると。多分、まあこの会議では何人いるのって、いつからということまではまあ聞かれないと思いますので、この論は後ほど担当のほうへ伺わせていただきます。

終わります。

○委員長（太田穰） 16番小松委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。15番田井委員

○15番（田井博之委員） インターン事業に関して、先ほど畠山委員長から、本人次第って言われたんですけども、本人次第だけでは移住・定住にはなかなか僕はつながらないと思うんですけども、やっぱりそれなりのサポートをしていく、それなりの環境を整えてあげる、来てよかったと思ってもらえるということで、その上での本人次第なのか。その辺の見解をちょっとだけ市長から伺いたいです。

○委員長（太田穰） 菅原市長

○市長（菅原広二） 恐らく委員長が言ったのは、最終的にはと、そういう判断は個人でやるべきだと思います。それで、当然私たちは、私がいつも言っているように、観光で、男鹿はね、やっぱりその観光が大事です。そういう観光っていうのはやっぱりおもてなしとかそういう気持ちは大事なので、市民一人一人が、よく来てくれたと、観光客にそう言えるように、その地域おこし協力隊にもそういう思いやりとか優しさ

を持ってね、男鹿のよさを知ってもらおうと、みんなでそういう雰囲気をつくっていくことが大事だと思っておりますから、そのことは変わらないと思っています。ひとつよろしくをお願いします。

○委員長（太田穰） 再質疑ありませんか。

○15番（田井博之委員） 終わります。

○委員長（太田穰） 15番田井委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（太田穰） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第41号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第3号）について採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

○委員長（太田穰） 御異議がありますので、本件は起立により採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（太田穰） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員長報告については、当席に御一任願いたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（太田穰） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は当席に一任されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

午前11時30分 閉 会